

ふるさと納税協会 ニュースレター

第9号

2026年4月24日発行

編集・発行：一般社団法人ふるさと納税協会
住所：東京都千代田区平河町一丁目6番4号
E-mail：info@furusatonouzei.or.jp

小野寺五典 自由民主党税制調査会長に聞く 「令和8年度税制改正とふるさと納税のこれから」



【プロフィール】

昭和35年5月5日生まれ
宮城県気仙沼市出身
衆議院議員 宮城県第5区選出
昭和 54年 宮城県気仙沼高等学校 卒業
昭和 58年 東京水産大学水産学部海洋環境工学科
卒業
平成 5年 東京大学大学院法学政治学研究科 修了
平成 9年 衆議院宮城6区補欠選挙において
初当選
平成 16年 外務大臣政務官
平成 19年 外務副大臣
平成 24年 防衛大臣
平成 29年 防衛大臣（2回目）
令和 6年 自民党政務調査会 会長
令和 7年 自民党税制調査会 会長

ふるさと納税の歩み

（上野専務理事）

まずは、ふるさと納税制度に関する令和8年度税制改正の狙いについてお伺いします。

ふるさと納税制度は、2008年に菅元総理（当時総務大臣）のリーダーシップで創設され、以降、地方自治体や民間企業が連携・協力しながら発展してきました。寄付総額が1兆を超える規模に成長してきた中で、ふるさと納税制度の課題も指摘されているところです。

今回の税制改正の狙いをお伺いします。

（小野寺税調会長）

おっしゃる通り、ふるさと納税制度は創設以降、自治体の創意工夫と民間事業者の努力が積み重なって発展してきたと思います。令和8年度の税制改正では、こうした積み上げを大切にしながらも、制度本来の趣旨に立ち返り、「地域を応援する仕組み」として持続可能性を高めていくことを重視しています。いわば次のステージに進むための質的な転換が狙いです。

税制改正のポイント

(上野専務理事)
制度の「質的な転換」というお話がありました。今回の見直しにあたって特に重視されているポイントについて教えてください。

(小野寺税調会長)
今回の見直しの大きな柱は、「寄付金がより多く自治体に残り、地域で活用できる仕組みを強化する」という点にあります。言い換えれば、寄付募集にかかっている費用をできるだけ縮減して「自治体の手元に残るお金を増やし、有効に活用してもらう」という視点です。
ふるさと納税は、これまでの発展の過程で返礼品の調達や仲介コストなど、制度運用にかかる経費が増加してきた側面もあります。もちろん、それ自体が民間の努力やサービス向上の

結果であり、制度の発展を支えてきた重要な要素であることは否定しませんが、一方で、寄付者の思いがより直接的に地域の課題解決に活かされることが、制度本来の価値だと思います。
そこで、返礼品や関連経費のあり方について適正化を図り、より多くの寄付金が自治体に残るようにすることを重視しています。
誤解して欲しくないのは、これを単なる「規制強化」として捉えないでいただきたいということです。「政治が方向性を示し、自治体が主体的に運用し、民間事業者が創意工夫で価値を高める」という三者の連携によってこそ、制度は発展してきました。今回の見直しも、その延長線上で、よりバランスの取れた形に進化させていくステップだと考えています。

気仙沼の事例

(上野専務理事)
小野寺会長のご地元である宮城県気仙沼市でも、ふるさと納税を活用した取組みがされていると伺っています。地域の活性化にふるさと納税はどのような役割を果たしているのでしょうか。

(小野寺税調会長)
気仙沼市は、東日本大震災からの復興の中で、全国の皆さまからの寄付に大きく支えられてきました。集まった寄付は、水産物の再生や加工品の高付加価値化、さらには人材育成や地

域コミュニティの再構築など、幅広い分野に活用されています。気仙沼では、クラウドファンディング型ふるさと納税やNPO指定寄付などを通じて、寄付を「地域への投資」の財源として活用しています。
またこういった取組みを、自治体だけでなく、地元の事業者や地域外の民間プレイヤーとも連携しながら取り組んできました。結果として、ふるさと納税を単なる財源確保の手段にとどめることなく、地域ブランドの確立や交流人口の拡大にもつなげています。ふるさと納税が「地域経済の循環」を生み出す装置として機能する可能性を示す好事例だと感じています。



ふるさと納税と地域事業者

(上野専務理事)
いま、気仙沼で地域の事業者がふるさと納税を通じて活力を取り戻しているというお話がありました。制度・ルールのもとで創意工夫し競争する中で地域が元気になってきたのは素晴らしいことだと思います。
一方でふるさと納税に関する制度改正の歴史を振り返ると、ルール変更によって地域の現場でふるさと納税関連事業に携わる事業者が影響を受け、厳しい状況に追い込まれることもありましたし、今後もあり得ると感じています。
ふるさと納税の寄付総額も1兆円を超える中で、制度改正が地域経済に及ぼす影響も無視できないものとなっていると思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

(小野寺税調会長)
ふるさと納税は、地場産品を返礼品として提供している地域事業者の皆さんの様々な創意工夫や投資があつてこそ、伸び

てきた面があると思います。地域の中小事業者にとっては、新たな販路開拓やブランド構築の重要な機会ともなってきました。「ふるさと納税があつたから廃業せずに頑張れた。後を継ぐ人材ができた」といった声もお聞きます。
このような、地域に芽生えた活力を削ぐことがないよう制度見直しにあたっては急激な変更を避け、段階的な対応や十分な周知が不可欠だと思います。地域の中小事業者は急激な環境変化へ対応する体力の少ない企業も多いですし、制度の予見可能性がなければ積極的に投資することもできなくなってしまうでしょう。現場に過度な不安や負担が生じないようにしなければなりませんし、地域に生まれた好循環を後押しするべく、政治としても地域事業者をはじめとする民間の方々の声をしっかり受け止め、さらにふるさと納税制度の価値を磨き上げていく姿勢が求められていると考えています。

ふるさと納税は社会的なインフラに

(上野専務理事)

最後に、ふるさと納税制度に関わる事業者へのメッセージをお願いします。

(小野寺税調会長)

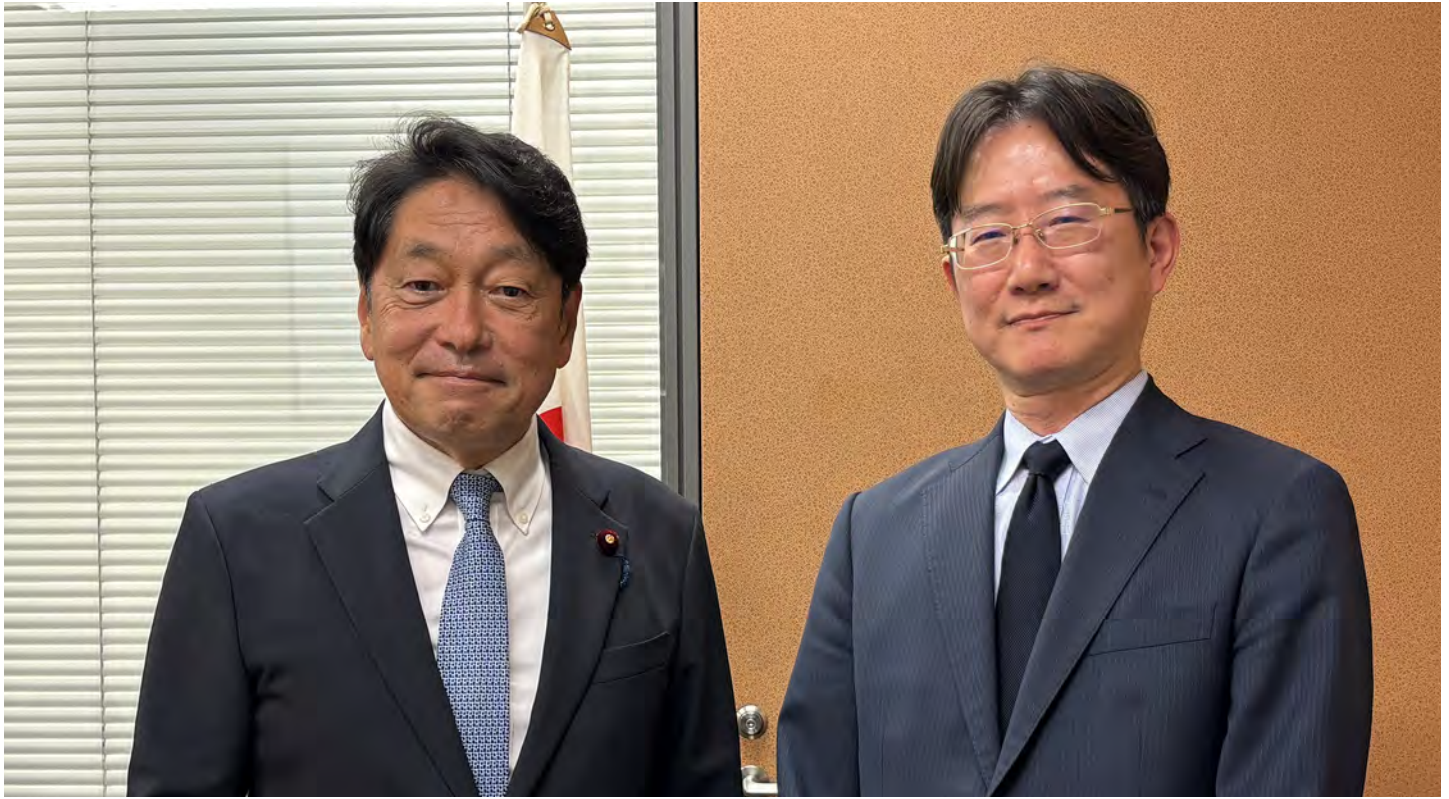
ふるさと納税は、単なる税制措置ではなく、納税者と地域・ふるさとを結びつける社会的なインフラへと成長してきました。そしてそれは、政治が主導し、自治体、そして民間の皆さんが力を合わせて育ててきた成果です。

これからは、寄付額の規模だけでなく、「どれだけ地域に価値

を残せているか」「どれだけ持続的な関係を築けているか」が問われる段階に入ると思います。

関係事業者の皆さんの取り組みが地域の魅力の向上につながり、全国に広がっていると感じます。

制度はこれからも進化していきますが、その中心にあるのは常に現場です。皆さんには引き続き創意工夫を重ねながら、地域の未来を切り拓いていただきたいと思います。



(令和8年4月9日 衆議院第二議員会館にて)

地方税法改正の概要（ふるさと納税関連）

令和8年度税制改正大綱で決定された、ふるさと納税制度の一部改正を含む地方税法改正案が、2026年3月31日参議院本会議で可決・成立しました。

ふるさと納税関連部分の概要は以下の通りです。

ふるさと納税制度の見直し

○特例控除額について、193万円（給与収入1億円相当）※1を上限として新たに設定

※1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。（特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり）

※2 令和9年寄附分から適用

○寄附金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合を60%以上と設定※3するとともに、用途を公表

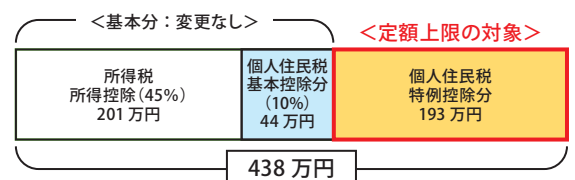
※3 令和8年指定から段階的に適用

(R8：52.5%、R9：55%、R10：57.5%、R11：60%)

○指定取消期間を3年以内（現行：2年）とするとともに、最大5年前（現行：最大2年前）の違反事案について取消対象とする

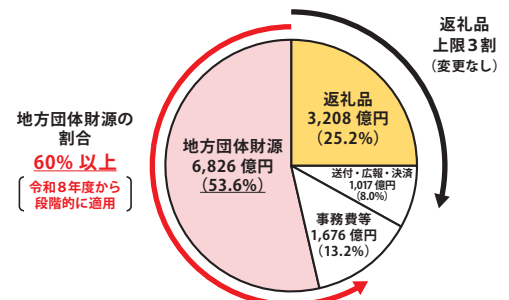
※4 令和8年4月1日から施行（一部、同年10月1日施行）

給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ



※独身又は夫婦共働き（給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方）の場合

＜地方団体財源の割合＞ 令和6年度受入実績
1兆2,728億円



一般社団法人ふるさと納税協会の概要

目的

本協会は、会員が運営するふるさと納税関連事業を通じて、ふるさと納税の振興及び制度に対する正しい理解の拡大・浸透・普及に努め、ふるさと納税の健全な発展及び地域経済の活性化に貢献することを目的とする

業務

- (1) 会員がふるさと納税関連事業を行うにあたり遵守すべき事項を定めたガイドラインの制定、運用、遵守状況の調査及び遵守するための助言
- (2) ふるさと納税の振興事業及びふるさと納税制度に対する正しい理解を促すための啓発活動
- (3) ふるさと納税の健全な発展及び地域経済の活性化に資する政策提言、関係機関に対する意見・要望の提案
- (4) ふるさと納税制度の健全な発展や地域経済の活性化に関する各種調査・研究及びレポート作成並びに公開、勉強会の開催
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

会員種別

正会員(入会金・年会費、各 100 万円)、準会員(同 10 万円)、賛助会員(同 1 万円)

ふるさと納税関連事業を運営する法人(地方公共団体を含む)は、理事会の承認を得て入会することができます

役員体制

顧問	菅 義偉	(元内閣総理大臣)
代表理事	青木 大介	(さとふる)
代表理事	田村 裕二	(楽天グループ)
副代表理事	加藤 秀樹	(アイモバイル)
専務理事	上野 雄介	(ふるさと納税協会)
理事	武廣 紀史	(Workthy)
理事	守時 健	(パンクチュアル)
監事	阿部 健司	(東日本旅客鉄道)

会員名簿 (2026年4月24日現在、計53社)

【正会員】7社

株式会社トラストバンク
株式会社さとふる
楽天グループ株式会社
株式会社アイモバイル
東日本旅客鉄道株式会社
株式会社Workthy
株式会社パンクチュアル

【準会員】36社

株式会社JTB
レッドホースコーポレーション株式会社
株式会社MLJ
株式会社エッグ
株式会社フューチャーリンクネットワーク
auコマース&ライフ株式会社
LR株式会社
株式会社Souplesse
株式会社新朝プレス
株式会社エスツー
ANAあきんど株式会社
カメイ株式会社
株式会社JALUX
株式会社ラクセスイノベーション
有限会社久松
株式会社クレディセゾン
未来創造株式会社
株式会社オールアバウトライフマーケティング
株式会社フロムゼロ

株式会社さちふる
株式会社ウィルドリブ
株式会社マイナビ
株式会社ヒダカラ
結デザイン有限会社
イオンフィナンシャルサービス株式会社
株式会社ディ・シイ・ティ
朝日放送テレビ株式会社
ブースト株式会社
株式会社アースコーポレーション
株式会社サンカクキカク
合同会社LOCUS BRIDGE
LINEヤフー株式会社
株式会社ファミマデジタルワン
株式会社じゃばらいず北山
株式会社電算
中央コンピュータサービス株式会社

【賛助会員】10社

株式会社三越伊勢丹
デュプロ株式会社
株式会社さと本舗
理想科学工業株式会社
東急株式会社
一般社団法人Disport
アステナミネルヴァ株式会社
Reterras合同会社
株式会社WonderGraffiti
株式会社サイバーレコード

入会のご案内

入会は随時受け付けております
お問い合わせは info@furusatonouzei.or.jp まで

